

会議録

会議の名称	平成19年度 第7回西東京市子ども福祉審議会
開催日時	平成19年11月6日(火曜日) 13時から 15時まで
開催場所	田無庁舎102会議室
出席者	(出席者) 森田会長、梅村副会長、齋藤委員、清水委員、古川委員、山口委員 (事務局・職員) 子育て支援部長 二谷、子育て支援課長 森下、保育課長 大久保、保育課保育係長 神谷、子育て支援課調整係長 荒木、調整係主事 後藤
議題	(1) 税制改正に伴う保育料の見直しについて (2) 子どもの権利に関する条例の策定について
会議資料の名称	(1) 税制改正に伴う保育料の見直しについて(答申) (2) 子どもの権利に関する条例の策定について(中間答申案) (3) 中間答申案の変更箇所
記録方法	全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>発言者名 発言内容</p> <p>森田会長 本日の議題は2つある(税制改正に伴う保育料の見直し、子どもの権利に関する条例の策定)。まず保育料の見直しから審議する。前回までの会議では、2つの例を提示し議論した。その結果、タイプB(定率減税を加味し、所得税の区切りを設定。階層があがる世帯を出さないシミュレーション)で結論を得た。市は約900万円の負担増となるが、国基準徴収金に対する徴収率を50%の水準で維持することを目途とした。以上を踏まえ、答申としたい。</p> <p>資料(1) (1) 1はじめに 「保育料見直しの背景」とすること (2) 別表「保育料徴収基準表」を添付すること を確認し、答申としたい。</p> <p>各委員 合意</p> <p>森田会長 保育料の審議はこれで終了する。次に、子どもの権利に関する条例の策定について、中間答申案を議論する。前回会議での委員からの意見に基づき、中間答申案の文言を少し訂正した。また本日は猪原委員が欠席だが、ご意見をいただいた。その意見から議論したい。</p>	

まず1つは、策定委員会の設置についての意見。設置要綱を作成するか否かという質問です。審議会としては策定委員会の設置を要請するにとどめ、策定委員会を要綱設置にするかは市の判断に任せたいが、いかがか。

森下子育て支援課長

策定委員会については、要綱設置する予定です。

森田会長

2つ目の意見は、条例の名称は現在のところ「子どもの権利に関する条例」となっているが、名称はむしろ、策定委員会で検討して欲しいと意見をいただいた。皆様はいかがか。

3つ目、策定委員会の任務の中に、条例素案の作成が含まれているかと。素案の作成までは中間答申には書かれないが、策定委員会の最大の任務は、条例の素案作成であろう。

4つ目、答申本文中「基本的性格」の文章「(3)西東京市にふさわしい条例づくりとすること」という一文について。当たり前なので書く必要はないのでは。「(2)西東京市がおかれている状況や子どもたちの現状から出発し、地域に即した内容とすること。」これで十分ではないという意見です。

名称、そして条例素案については、策定委員会で作るべきかどうか、議論したい。

清水委員

条例素案は、策定委員会で作成すべきだろう。

梅村委員

名称について、権利という文字が入ると内容が明確に伝わると思う。

森田会長

名称については「子ども条例」のように広がりを持たせれば条例名から内容を把握することが曖昧になる。現段階では条例名まで規定していない。審議会でも名称まで規定するか、策定委員会に条例名も含めて作成してもらおうか。策定委員会の中で、市民や子どもたちの意見集約していく過程において、条例の中身と一緒に名称についても議論していくのが良いだろう。今の段階では、子どもの権利に関する条例、とだけ一般的にしておけば良い。

齋藤委員

基本的なことだが「子どもの権利」「児童の権利」という時の児童と子どもの違いとは。例えば障害のある人の場合、年齢では区切れないこともあるだろう。

森田会長

国連の「児童の権利に関する条約」(国際条約)を翻訳する際、日本政府はどちらを用いても良いとしている。日本で児童というと、非常に限定的な意味になる場合がある。小学校程度の子どもたちを示す場合もあれば、児童福祉法では18歳まで、学童・少年・青少年、様々な表現が存在する。Childという言葉は日本では「子ども(こども・子供)」でも「児童」でも良いという見解です。自治体によっても、条例で使用する表現は様々です。

年齢に関しては、障害のある方たちの問題もありますが、まずは国際条約準拠して考えて18歳と捉えて良いのではないか。

山口委員

子どもの年齢の概念を広げすぎてしまうと、行政としては所管する部署や範囲が広がるため、施策の展開や様々な場面で、難しい一面があるだろう。

古川委員

「大人」と対(ついで)になる意味としての「子ども」と捉えると良い。

森田会長

条例素案について、策定委員会で作成する点は合意でよろしいか。

各委員

合意

森田会長

基本的性格の文章について、「(3)西東京市にふさわしい条例づくりとすること」という文章は当たり前なので書く必要はないのではという意見については、いかがか。

山口委員

西東京市としての色を強調する意味では良いのでは。地域性という意味では「即している」という文で担保できるが、「西東京市にふさわしい条例づくりとすること」という一文があることで、神々しさや西東京市の色を感じることができる。

森田会長

「相応しい」と「即している」とは若干違う表現として、明記しておくが良いか。

各委員

合意

森田会長

資料(3)の説明及び確認

(1) 子ども参加・市民参加について

前回の審議で、作業部会や市民との対話という具体的な方法を明記したほうが良いとのことだった。しかし明記することで、策定委員会の議論の幅を狭めてしまう可能性も出てくる。伝えたい事は、子どもや市民の意見をきちんと反映する方法を考えて欲しいということである。具体的手法を明記せずに、手法は策定委員会に任せるなら、前回までの文章のままていく。

(2) 推進・検証のしくみ

新たに追加して明記する。

「条例の推進体制について検討されたい。また、条例を推進する仕組みを工夫し検証可能なものとする」と明記する。

(3) わかりやすい文章で

「条例は、市民や子どもたちが読み、理解しやすいものが望ましい。そこで、条例の作成にあたっては、わかりやすい言葉や表現にしていきたい。」とする。

以上でよろしいか。

各委員

合意

森田会長

長い間、学習会を含め検討してきた条例の策定について、以上のことを踏まえ、中間答申としたい。

二谷子育て支援部長

若干の文言修正が生じた場合の対応は、会長と事務局に一任していただきたい。

各委員

合意

森田会長

では、今後の条例策定の進み方や手順を事務局から説明いただく。

森下子育て支援課長

中間答申を受け、策定委員会の設置要綱を制定する。要綱に基づき委員を選出、市民委員については12月1日号の市報及びホームページで募集する。公募は約1ヶ月間の募集期間を経て来年1月に選考、選考後に、策定委員会の立ち上げとなる予定。

来年1～2月頃、第1回策定委員会を招集したいが審議会の日程と調整させていただく。

森田会長

委員からのご意見は。

齋藤委員

策定委員会の作文公募に、市民は募集してくる見込みはあるか。

森田会長

今年度限定事業である「西東京市ワイワイプラザ」での市民講座に参加した市民の方にも、関心のある方がいましたので、募集はあるかと思われる。

齋藤委員

募集が多かった場合の選考方法は。

子育て支援課調整係 後藤

選考要領を作成し、それに基づき選考する予定。審議会の中で、年齢枠を設ける等の議論があったが、西東京市市民参加条例は「幅広く市民の参加を得られるよう配慮する」と規定しているため、募集時点での年齢枠は設けない。また選考基準は、文章の構成力や伝達性、論理性といった事に重点を置くことになる。

森田会長

策定委員会は、条例を策定するか否かの議論をする組織ではなく、策定することを目的にした組織とした。その趣旨が伝わる中間答申としたい。

審議終了

森田会長

次回の審議会については、来年1月に開催予定の策定委員会の日程と調整したうえで決定する。

以上にて終了